

官報

号外
国会会議録

令和八年一月二十三日

○第二百二十回 衆議院会議録 第一号

令和八年一月二十三日(金曜日)

議事日程 第一号

令和八年一月二十三日

午後一時開議

第一 議席の指定

○本日の会議に付した案件

日程第一 議席の指定

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) 諸君、第二百二十回国会は本日召集されました。

これより会議を開きます。

日程第一 議席の指定

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、議席の指定を行います。

衆議院規則第十四条によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいまの仮議席のとおりに指定いたします。

○議長(額賀福志郎君) ただいま内閣総理大臣から、詔書が発せられた旨伝えられましたから、朗讀いたします。

(総員起立)

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

(万歳、拍手)

午後一時四分

○議長の報告

(通知書受領)

一、今二十三日、関口参議院議長から額賀議長宛て、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書(第二百十九回国会提出)

二、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書(第二百十九回国会提出)

三、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書(第二百十九回国会提出)

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関する総合的対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

樹立に関する調査

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会

一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関する総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会

一、こども・子育て・若者活躍に関する総合的な対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

(報告書受領)

一、去る令和七年十二月十九日、内閣から次の報告書を受領した。

再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「令和六年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告

二、去る令和七年十二月二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法第十二条第五項において準用する同条第四項の規定に基づくサイバーセキュリティ戦略の変更の報告

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告

一、昨二十二日、国と地方の協議の場議長木原稔君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(令和七年度第三回)における協議の概要に関する報告書

一、今二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

(財務書類受領)

一、今二十三日、内閣から次の財務書類を受領した。

特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による令和六年度特別会計財務書類

(理事補欠選任)

一、去る十三日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 向山 好一君(理事西岡秀子君去る十日理事補欠につきその補欠)

理事 西岡 秀子君(理事向山好一君去る十日理事補欠につきその補欠)

一、昨二十二日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 輿水 恵一君(理事石川香織君昨二十日理事補欠につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る令和七年十二月十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 高村 正大君 補欠 草間 剛君

小竹 凱君 石井 智恵君

草間 剛君 高村 正大君

石井 智恵君 小竹 凱君

農林水産委員

辞任 宮下 一郎君 補欠 大空 幸星君

大空 幸星君 宮下 一郎君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 円 より子君 補欠 古川 元久君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

井出 庸生君 岸 信千世君

橋本 幹彦君 緒方林太郎君

総務委員

神田 潤一君 宮路 拓馬君

松田 功君 山 登志浩君

財務金融委員

神田 潤一君 藤丸 敏君

後藤 祐一君 鈴木 庸介君

文部科学委員

宮内 秀樹君 山本 大地君

下野 幸助君 高橋 永君

厚生労働委員

塩崎 彰久君 石川 香織君

小山 千帆君 猪口 幸子君

農林水産委員

西田 昭二君 梅谷 守君

白木 秀剛君 林 佑美君

経済産業委員

坂本竜太郎君 武藤 容治君

吉良 州司君 平岩 征樹君

国土交通委員

大空 幸星君 古川 康君

鈴木 岳幸君 たがや 亮君

決算行政監視委員

小寺 裕雄君 西田 昭二君

藤丸 敏君 荒井 優君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
 辞任 福田 玄君 補欠 白木 秀剛君

法務委員
 辞任 藤巻 健太君 補欠 緒方林太郎君

文部科学委員
 辞任 徳安 淳子君 補欠 吉良 州司君

国土交通委員
 辞任 川原田英世君 補欠 平岩 征樹君

環境委員
 辞任 西園 勝秀君 補欠 たがや 亮君

国家基本政策委員
 辞任 高井 崇志君 補欠 林 佑美君

決算行政監視委員
 辞任 青柳陽一郎君 補欠 後藤 祐一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員
 辞任 たがや 亮君 補欠 高井 崇志君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員
 辞任 北神 圭朗君 補欠 福島 伸享君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員
 辞任 青山 大人君 補欠 吉川 元君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
 一、去る二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員
 辞任 北神 圭朗君 補欠 福島 伸享君

(議案付託)

一、今二十三日、委員会に付託された今国会継続の議案は次のとおりである。

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号)

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第三二号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三三号)

国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号)

公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号)

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出、第二百十九回国会衆法第六号)

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十九回国会衆法第一六号)

以上八件 内閣委員会 付託

軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二二号)

地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号)

地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号)

地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号)

郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五八号)

自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名提出、第二百十九回国会衆法第三三三号)

以上六件 総務委員会 付託

民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、第二百十七回国会衆法第二九号)

婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出、第二百十七回国会衆法第三〇号)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、第二百十七回国会衆法第三二二号)

民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、第二百十七回国会衆法第三五号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十八名提出、第二百十七回国会衆法第六一号)

民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六四号)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六五号)

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六号) 環境委員会 付託

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

令和五年度一般会計歳入歳出決算

令和五年度特別会計歳入歳出決算

令和五年度国税収納金整理資金受払計算書

令和五年度政府関係機関決算書

令和五年度国固有財産増減及び現在額総計算書

令和五年度国固有財産無償貸付状況総計算書

令和六年度一般会計歳入歳出決算

令和六年度特別会計歳入歳出決算

令和六年度国税収納金整理資金受払計算書

令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国固有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国固有財産無償貸付状況総計算書

決算行政監視委員会 付託

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号)

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号)

衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第二号)

以上三件 議院運営委員会 付託

一、今二十三日、委員会に付託された第二百十九回国会提出の議案は次のとおりである。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 総務委員会 付託

(質問書提出)

一、今二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブータン王国に対する我が国の在外公館体制等に関する質問主意書(坂口直人君提出)

カンボジアにおける日本人関与の特殊詐欺問題に関する質問主意書(坂口直人君提出)

旧皇室典範以来の皇族の養子縁組禁止の立法趣旨に鑑みた旧宮家男系男子の養子受入れ案に関する質問主意書(たがや亮君提出)

パレスチナ国家承認問題と二国家解決実現に向けた我が国の対応に関する質問主意書(たがや亮君提出)

朝里川温泉スキー場で児童死亡事故を招いた昇降施設の「安全基準不在」問題に関する質問主意書(たがや亮君提出)

黎智英氏への判決及び香港行政長官への金融制裁に関する質問主意書(松原仁君提出)

海底ケーブルへの破壊工作に関する質問主意書(松原仁君提出)

イランにおける深刻な人権弾圧に関する質問主意書(松原仁君提出)

第二百十九回国会閉会中審査報告書

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案等閉会中審査報告書

一 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号)

二 自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号)

三 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三号)

四 国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号)

五 公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号)

六 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号)

七 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出、衆法第六号)

八 盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一六号)

九 内閣の重要政策に関する件

一〇 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

一一 栄典及び公式制度に関する件

一二 男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一三 国民生活の安定及び向上に関する件

一四 警察に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

令和八年一月二十二日

内閣委員長 山下 貴司

衆議院議長 額賀福志郎殿

軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁土君外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二号)

一 軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁土君外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二号)

二 地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号)

三 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号)

四 地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号)

五 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五八号)

六 自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名提出、衆法第三号)

七 行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

八 地方自治及び地方税財政に関する件

九 情報通信及び電波に関する件

一〇 郵政事業に関する件

令和八年一月二十二日

総務委員長 佐藤 英道

衆議院議長 額賀福志郎殿

民法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

- 一 民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、第二百十七回国会衆法第二九号)
- 二 婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出、第二百十七回国会衆法第三〇号)

三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、第二百十七回国会衆法第三二号)

四 民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、第二百十七回国会衆法第三五号)

五 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十八名提出、第二百十七回国会衆法第六一号)

六 民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六四号)

七 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六五号)

八 刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出、衆法第一二二号)

九 裁判所の司法行政に関する件

一〇 法務行政及び検察行政に関する件

一一 国内治安に関する件

一二 人権擁護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

令和八年一月二十二日

法務委員長 階 猛

衆議院議長 額賀福志郎殿

国際情勢に関する件閉会中審査報告書

一 国際情勢に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 額賀福志郎殿

賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に講ずべき措置に関する法律案等閉会中審査報告書

一 賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号)

二 財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号)

三 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第二三三号)

四 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第二五号)

五 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、第二百十七回国会衆法第五二号)

六 飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名提出、衆法第一号)

七 自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四七号)

八 財政に関する件

九 税制に関する件

一〇 関税に関する件

一一 外国為替に関する件

一二 国有財産に関する件

一三 たばこ事業及び塩事業に関する件

一四 印刷事業に関する件

一五 造幣事業に関する件

一六 金融に関する件

一七 証券取引に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

財務金融委員長 阿久津幸彦

衆議院議長 額賀福志郎殿

学校給食法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

- 一 学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号)
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六号)
- 三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二百十七回国会衆法第七号)

四 障害者及びその家族に対する福祉、教育等に
係る支援に関する施策の総合的な推進に関する
法律案(森ようすけ君外一名提出、衆法第一七
号)

五 文部科学行政の基本施策に関する件

六 生涯学習に関する件

七 学校教育に関する件

八 科学技術及び学術の振興に関する件

九 科学技術の研究開発に関する件

一〇 文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

文部科学委員長 斎藤 洋明

衆議院議長 額賀福志郎殿

就労支援給付制度の導入に関する法律案等
閉会中審査報告書

一 就労支援給付制度の導入に関する法律案(階
猛君外五名提出、第二百十五回国会衆法第二
号)

二 育児・介護二重負担者の支援に関する施策の
推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第
二百十六回国会衆法第一九号)

三 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する
法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九
名提出、第二百十六回国会衆法第二三三三号)

四 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関
する法律案(中島克仁君外十二名提出、第二百
十七回国会衆法第一号)

五 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する
法律案(井坂信彦君外十二名提出、第二百十七
回国会衆法第二号)

六 健康保険法等の一部を改正する法律案(中島
克仁君外十名提出、第二百十七回国会衆法第八
号)

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出、
衆法第九号)

八 厚生労働関係の基本施策に関する件

九 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及
び人口問題に関する件

一〇 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に
関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

厚生労働委員長 大串 正樹

衆議院議長 額賀福志郎殿

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円
滑に調整するための行政執行法人の労働
関係に関する法律の一部を改正する法律案
等閉会中審査報告書

一 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円
滑に調整するための行政執行法人の労働関係に
関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君
外八名提出、第二百十七回国会衆法第三八号)

二 国有林野事業に従事する職員の給与等に関す
る特例法案(神谷裕君外八名提出、第二百十七
回国会衆法第三九号)

三 農業用植物の優良な品種を確保するための公
的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕
君外八名提出、第二百十七回国会衆法第四〇
号)

四 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促
進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、第二
百十七回国会衆法第四一号)

五 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法
律案(神谷裕君外四名提出、第二百十七回国会
衆法第四二号)

六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提
出、第二百十七回国会衆法第六二号)

七 農林水産関係の基本施策に関する件

八 食料の安定供給に関する件

九 農林水産業の発展に関する件

一〇 農林漁業者の福祉に関する件
一一 農山漁村の振興に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

農林水産委員長 藤井比早之

衆議院議長 額賀福志郎殿

電気料金の高騰に対する当分の間の措置と
して電気の利用者に対して再生可能エネル
ギー電気に係る賦課金の請求が行われない
ようにするために講ずべき措置等に関する
法律案等閉会中審査報告書

一 電気料金の高騰に対する当分の間の措置とし
て電気の利用者に対して再生可能エネルギー電
気に係る賦課金の請求が行われないようにする
ために講ずべき措置等に関する法律案(丹野み
どり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五
号)

二 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に
関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十七
回国会衆法第一一号)

三 自動車産業における脱炭素化の推進に関する
法律案(重徳和彦君外十八名提出、第二百十七
回国会衆法第五四号)

四 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び
運営のために必要な特別措置に関する法律の一
部を改正する法律案(米山隆一君外七名提出、
衆法第一八号)

五 経済産業の基本施策に関する件

六 資源エネルギーに関する件

七 特許に関する件

八 中小企業に関する件

九 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
一〇 鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

経済産業委員長 工藤 彰三

衆議院議長 額賀福志郎殿

<p>一 ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁土君外二名提出、第二百十七回国会衆法第二四号)</p> <p>二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、第二百十七回国会衆法第六三号)</p> <p>三 国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案(黒岩宇洋君外八名提出、衆法第七号)</p> <p>四 非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出、衆法第一三三号)</p> <p>五 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橋慶一郎君外八名提出、衆法第一九号)</p> <p>六 国土交通行政の基本施策に関する件</p> <p>七 国土計画、土地及び水資源に関する件</p> <p>八 都市計画、建築及び地域整備に関する件</p> <p>九 河川、道路、港湾及び住宅に関する件</p> <p>一〇 陸運、海運、航空及び観光に関する件</p> <p>一一 北海道開発に関する件</p> <p>一二 気象及び海上保安に関する件</p> <p>右各件は審査を終了するに至らなかった。</p> <p>右報告する。</p> <p>令和八年一月二十二日</p> <p>国土交通委員長 富樫 博之</p> <p>衆議院議長 額賀福志郎殿</p>	<p>一 国による全ての水保病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案等閉会中審査報告書</p> <p>二 国による全ての水保病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六六号)</p> <p>三 地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件</p> <p>四 循環型社会の形成に関する件</p> <p>五 自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件</p> <p>六 公害の防止及び健康被害の救済に関する件</p> <p>七 原子力の規制に関する件</p> <p>八 公害紛争の処理に関する件</p> <p>右各件は審査を終了するに至らなかった。</p> <p>右報告する。</p> <p>令和八年一月二十二日</p> <p>環境委員長 泉 健太</p> <p>衆議院議長 額賀福志郎殿</p>	<p>一 予算の実施状況に関する件閉会中審査報告書</p> <p>右件は審査を終了するに至らなかった。</p> <p>右報告する。</p> <p>令和八年一月二十二日</p> <p>予算委員長 枝野 幸男</p> <p>衆議院議長 額賀福志郎殿</p> <p>一 令和五年度一般会計歳入歳出決算審査報告書</p> <p>二 令和五年度特別会計歳入歳出決算</p> <p>三 令和五年度国稅収納金整理資金受払計算書</p> <p>四 令和五年度政府関係機関決算書</p> <p>五 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>六 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>七 令和六年度国稅収納金整理資金受払計算書</p> <p>八 令和六年度政府関係機関決算書</p> <p>九 令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>一〇 令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>一一 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p> <p>一二 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p>	<p>九 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p> <p>一〇 歳入歳出の実況に関する件</p> <p>一一 国有財産の増減及び現況に関する件</p> <p>一二 政府関係機関の経理に関する件</p> <p>一三 国が資本金を出資している法人の会計に関する件</p> <p>一四 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件</p> <p>一五 行政監視に関する件</p> <p>右各件は審査を終了するに至らなかった。</p> <p>右報告する。</p> <p>令和八年一月二十二日</p> <p>決算行政監視委員長 村岡 敏英</p> <p>衆議院議長 額賀福志郎殿</p> <p>一 衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号)</p> <p>三 衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第二二四号)</p> <p>四 国会法等改正に関する件</p>
---	---	--	--

五 議長よりの諮問事項

六 その他議院運営委員会の所管に属する事項
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院議長 額賀福志郎殿

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二二号)

二 災害・防災に関する総合的な対策に関する件
右両件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

災害対策特別委員長 宮下 一郎

衆議院議長 額賀福志郎殿

政治資金規正法の一部を改正する法律案等
閉会中審査報告書

一 政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外八名提出、第二百十六回国会衆法第九号)

二 政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二二号)

三 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三三号)

四 政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第四号)

五 政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第五号)

令和八年一月二十二日

議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院議長 額賀福志郎殿

六 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

七 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号)

八 政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号)

令和八年一月二十二日

政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第二二二号)

衆議院議長 額賀福志郎殿

九 政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外八名提出、衆法第八号)

一〇 衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名提出、衆法第一二二号)

一一 政治改革に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日
政治改革に関する特別委員長 伴野 豊
衆議院議長 額賀福志郎殿

沖縄及び北方問題に関する件閉会中審査報告書

一 沖縄及び北方問題に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

北朝鮮による拉致問題等に関する件閉会中審査報告書

一 北朝鮮による拉致問題等に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 小宮山泰子
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

一 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日
消費者問題に関する特別委員長 三木 圭恵
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件閉会中審査報告書

一 東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

二 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号)

令和八年一月二十二日

三 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号)

四 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

令和八年一月二十二日
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

令和八年一月二十三日 衆議院会議録第一号 召集に応じた議員の氏名

召集に応じた議員の氏名		召集に応じた議員の氏名		召集に応じた議員の氏名		召集に応じた議員の氏名		
小選挙区選出	北海道	秋田県	第一区	第二区	井野 俊郎君	第八区	本庄 知史君	
第一区	道下 大樹君	第一区	富樫 博之君	第三区	笹川 博義君	第九区	奥野総一郎君	
第二区	松木けんこう君	第二区	緑川 貴士君	第四区	福田 達夫君	第十区	小池 正昭君	
第三区	荒井 優君	第三区	村岡 敏英君	第五区	小淵 優子君	第十一区	森 英介君	
第四区	おおつき紅葉君	山形県	第一区	遠藤 利明君	第一区	村井 英樹君	第十二区	浜田 靖一君
第五区	池田 真紀君	第一区	鈴木 憲和君	第二区	鈴木 憲和君	第二区	松本 尚君	
第六区	東 国幹君	第二区	加藤 鮎子君	第三区	新藤 義孝君	第三区	野田 佳彦君	
第七区	鈴木 貴子君	第三区	金子 恵美君	第四区	黄川田仁志君	第四区	海江田万里君	
第八区	逢坂 誠二君	第四区	玄葉光一郎君	第五区	徳坂 泰君	第五区	辻 清人君	
第九区	山岡 達丸君	第五区	小熊 慎司君	第六区	枝野 幸男君	第六区	石原 宏高君	
第十区	神谷 裕君	第六区	坂本竜太郎君	第七区	大島 敦君	第七区	平 将明君	
第十一区	石川 香織君	第七区	福島 伸享君	第八区	小宮山泰子君	第八区	手塚 仁雄君	
第十二区	武部 新君	茨城県	第一区	坂本祐之輔君	第九区	杉村 慎治君	第九区	落合 貴之君
第一区	津島 淳君	第一区	額賀福志郎君	第十区	小泉 龍司君	第十区	松尾 明弘君	
第二区	神田 潤一君	第二区	梶山 弘志君	第十一区	森田 俊和君	第十一区	吉田はるみ君	
第三区	岡田 華子君	第三区	浅野 哲君	第十二区	橋本 幹彦君	第十二区	山岸 一生君	
岩手県	第一区	第六区	青山 大人君	第十三区	鈴木 義弘君	第十三区	鈴木 隼人君	
第一区	階 猛君	第七区	中村はやと君	第十四区	田中 良生君	第十四区	阿久津幸彦君	
第二区	鈴木 俊一君	第八区	船田 元君	第十五区	土屋 品子君	第十五区	高木 啓君	
第三区	小沢 一郎君	第九区	福田 昭夫君	第十六区	田嶋 要君	第十六区	土田 慎君	
宮城県	第一区	第二区	築 和生君	第一区	小林 鷹之君	第十七区	松島みどり君	
第一区	岡本あき子君	第三区	藤岡たかお君	第二区	水沼 秀幸君	第十八区	酒井なつみ君	
第二区	鎌田さゆり君	第四区	茂木 敏充君	第三区	矢崎堅太郎君	第十九区	大西 洋平君	
第三区	柳沢 剛君	第五区	中曽根康隆君	第四区	安藤しゅん子君	第二十区	平沢 勝栄君	
第四区	安住 淳君	第六区	群馬県	第五区	齋藤 健君	第二十一区	福田かおる君	
第五区	小野寺五典君	第一区	第一区	第七区	齋藤 健君	第二十二区	木原 誠二君	
							大河原まさこ君	
							山花 郁夫君	

第二十三区	伊藤 俊輔君	新潟県 第一区	西村智奈美君	第三区	武藤 容治君	三重県 第一区	田村 憲久君
第二十四区	萩生田光一君	新潟県 第二区	菊田真紀子君	第四区	今井 雅人君	三重県 第二区	下野 幸助君
第二十五区	井上 信治君	新潟県 第三区	黒岩 宇洋君	第五区	古屋 圭司君	三重県 第三区	岡田 克也君
第二十六区	松原 仁君	新潟県 第四区	黒岩 宇洋君	静岡県 第一区	上川 陽子君	三重県 第四区	鈴木 英敬君
第二十七区	長妻 昭君	新潟県 第五区	梅谷 守君	第一区	上川 陽子君	滋賀県 第一区	齋藤アレックス君
第二十八区	高松 智之君	富山県 第一区	田畑 裕明君	第二区	井林 辰憲君	滋賀県 第二区	上野賢一郎君
第二十九区	岡本 三成君	富山県 第二区	上田 英俊君	第三区	小山 展弘君	滋賀県 第三区	齋藤アレックス君
第三十区	五十嵐えり君	富山県 第三区	橘 慶一郎君	第四区	田中 健君	京都府 第一区	勝目 康君
神奈川県				第五区	細野 豪志君	京都府 第二区	前原 誠司君
第一区	篠原 豪君			第六区	渡辺 周君	京都府 第三区	武村 展英君
第二区	菅 義偉君	石川県 第一区	小森 卓郎君	第七区	城内 実君	京都府 第四区	北神 圭朗君
第三区	中西 健治君	石川県 第二区	佐々木 紀君	第八区	源馬謙太郎君	愛知県 第一区	河村たかし君
第四区	早稲田ゆき君	福井県 第一区	稲田 朋美君	第二区	古川 元久君	愛知県 第二区	近藤 昭一君
第五区	坂井 学君	福井県 第二区	辻 英之君	第三区	西川 厚志君	愛知県 第三区	丹羽 秀樹君
第六区	青柳陽一郎君	山梨県 第一区	中島 克仁君	第四区	日野紗里亜君	愛知県 第四区	伴野 豊君
第七区	中谷 一馬君	山梨県 第二区	堀内 詔子君	第五区	丹野みどり君	愛知県 第五区	岡本 充功君
第八区	江田 憲司君	長野県 第一区	篠原 孝君	第六区	藤原 規眞君	愛知県 第六区	下条 みつ君
第九区	笠 浩史君	長野県 第二区	下条 みつ君	第七区	重藤 茂之君	愛知県 第七区	神津たけし君
第十区	田中 和徳君	岐阜県 第一区	野田 聖子君	第八区	宮下 一郎君	愛知県 第八区	後藤 祐一君
第十一区	小泉進次郎君	岐阜県 第二区	榎橋 泰文君	第九区	今枝宗一郎君	愛知県 第九区	牧 義夫君
第十二区	阿部 知子君	岐阜県 第三区		第十区	根本 幸典君	愛知県 第十区	牧 義夫君
第十三区	太 栄志君	岐阜県 第四区		第十一区	福田 徹君	愛知県 第十一区	牧 義夫君
第十四区	あかま二郎君	岐阜県 第五区		第十二区		愛知県 第十二区	
第十五区	河野 太郎君						
第十六区	後藤 祐一君						
第十七区	牧島かれん君						
第十八区	宗野 創君						
第十九区	草間 剛君						
第二十区	大塚小百合君						

令和八年一月二十三日 衆議院会議録第一号 召集に応じた議員の氏名

第十三区	岩谷 良平君	第二区	赤澤 亮正君	第二区	白石 洋一君	大分県	吉良 州司君
第十四区	青柳 仁土君	島根県	亀井亜紀子君	第三区	長谷川淳二君	第一区	広瀬 建君
第十五区	浦野 靖人君	第一区	高見 康裕君	高知県	中谷 元君	第二区	岩屋 毅君
第十六区	黒田 征樹君	第二区	逢沢 一郎君	第一区	尾崎 正直君	第三区	岩屋 毅君
第十七区	馬場 伸幸君	岡山県	山下 貴司君	第二区	井上 貴博君	宮崎県	渡辺 創君
第十八区	遠藤 敬君	第一区	加藤 勝信君	福岡県	稲富 修二君	第一区	江藤 拓君
第十九区	伊東 信久君	第二区	岸田 文雄君	第一区	古賀 篤君	第二区	古川 禎久君
兵庫県		第三区	岸田 文雄君	第二区	宮内 秀樹君	第三区	古川 禎久君
第一区	井坂 信彦君	第四区	平口 洋君	第三区	栗原 涉君	鹿兒島県	川内 博史君
第二区	赤羽 一嘉君	第一区	齊藤 鉄夫君	第四区	鳩山 二郎君	第一区	川内 博史君
第三区	関 芳弘君	第二区	空本 誠喜君	第五区	藤丸 敏君	第二区	三反園 訓君
第四区	藤井比早之君	第三区	小林 史明君	第六区	緒方林太郎君	第三区	野間 健君
第五区	谷 公一君	第四区	高村 正大君	第七区	城井 崇君	第四区	森山 裕君
第六区	櫻井 周君	山口県	林 芳正君	第八区	村上 智信君	沖繩県	赤嶺 政賢君
第七区	山田 賢司君	第一区	仁木 博文君	第九区	原口 一博君	第一区	新垣 邦男君
第八区	中野 洋昌君	第二区	山口 俊一君	第十区	大串 博志君	第二区	島尻安伊子君
第九区	西村 康稔君	第三区	小川 淳也君	第十一区	原口 一博君	第三区	島尻安伊子君
第十区	渡海紀三朗君	徳島県	玉木雄一郎君	佐賀県	西岡 秀子君	第四区	西銘恒三郎君
第十一区	松本 剛明君	第一区	大野敬太郎君	第一区	金子 容三君	比例代表選出	
第十二区	山口 壯君	第二区	塩崎 彰久君	第二区	坂本 哲志君	北海道	
奈良県		第三区		第三区	金子 恭之君	第一区	伊東 良孝君
第一区	馬淵 澄夫君	香川県		長崎県	木原 稔君	第二区	川原田英世君
第二区	高市 早苗君	第一区		第一区	西野 太亮君	第三区	川原田英世君
第三区	田野瀬太道君	第二区		第二区	齋藤 裕喜君	第四区	川原田英世君
和歌山県		第三区		第三区	齋藤 裕喜君	東北	
第一区	山本 大地君	愛媛県		熊本県	齋藤 裕喜君	第一区	江渡 聡徳君
第二区	世耕 弘成君	第一区		第一区	齋藤 裕喜君	第二区	江渡 聡徳君
鳥取県		第二区		第二区	齋藤 裕喜君	第三区	江渡 聡徳君
第一区	石破 茂君	第三区		第三区	齋藤 裕喜君	第四区	江渡 聡徳君

北関東

南関東

東京都

御法川信英君	森下 千里君	升田世喜男君	伊藤 達也君	猪口 幸子君	浮島 智子君	宮崎 政久君	宮路 拓馬君
五十嵐 清君	市来 伴子君		大空 幸星君	大森江里子君	大岡 敏孝君	山川 仁君	山田 勝彦君
岸田 光広君	国光あやの君		河西 宏一君	櫛淵 万里君	岡田 悟君	屋良 朝博君	吉川 元君
輿水 恵一君	佐藤 勉君		柴田 勝之君	鈴木 庸介君	北野 裕子君	吉川 里奈君	吉田 宣弘君
塩川 鉄也君	高井 崇志君		田村 智子君	長島 昭久君	小林 茂樹君		
高橋 英明君	竹内 千春君		鳩山紀一郎君	松下 玲子君	島田 洋一君		
武正 公一君	田所 嘉徳君		松本 洋平君	円 より子君	辰巳孝太郎君		
永岡 桂子君	中野 英幸君		森ようすけ君		橋本 慧悟君		
野中 厚君	長谷川嘉一君		井出 庸生君	小竹 凱君	平岩 征樹君		
福重 隆浩君	三角 創太君		国定 勇人君	斉木 武志君	三木 圭恵君		
山口 良治君			齋藤 洋明君	中川 宏昌君	森山 浩行君		
			西田 昭二君	波多野 翼君	和田有一朗君		
			福田 淳太君	山 登志浩君	東 克哉君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		
					津村 啓介君		
					石橋林太郎君		
					新谷 正義君		
					寺田 稔君		
					平沼正二郎君		
					福田 玄君		
					石井 智恵君		
					高橋 永君		
					村上誠一郎君		
					村上誠一郎君		
					山崎 正恭君		
					平井 卓也君		
					瀬戸 隆一君		
					吉田 真次君		
					平林 晃君		

五二	橋本 幹彦君	一〇九	斎藤アレックス君	一三八	西川 厚志君
五三	猪口 幸子君	一〇八	杉本 和巳君	一三七	佐々木ナオミ君
五四	萩原 佳君	一〇七	浦野 靖人君	一三六	福森和歌子君
五五	五十嵐えり君	一〇六	井上 英孝君	一三五	辻 英之君
五六	森ようすけ君	一〇五	青柳陽一郎君	一三四	高松 智之君
五七	日野紗里亜君	一〇四	濱地 雅一君	一三三	小山 千帆君
五八	黒田 征樹君	一〇三	市村浩一郎君	一三二	高橋 永君
五九	村上 智信君	一〇二	伊東 信久君	一三一	安藤じゅん子君
六〇	下野 幸助君	一〇一	東 徹君	一三〇	杉村 慎治君
六一	深作へスス君	九九	大河原まさこ君	一二九	大塚小百合君
六二	仙田 晃宏君	九八	佐原 若子君	一二八	山口 良治君
六三	西田 薫君	九七	小山 展弘君	一二七	岡田 華子君
六四	藤巻 健太君	九六	空本 誠喜君	一二六	東 克哉君
六五	阿部 司君	九五	三木 圭恵君	一二五	川原田英世君
六六	松下 玲子君	九四	金村 龍那君	一二四	水沼 秀幸君
六七	福田 徹君	九三	梅村 聡君	一二三	宗野 創君
六八	福田 玄君	九二	玉木雄一郎君	一二二	福田 淳太君
六九	白木 秀剛君	九一	古川 元久君	一二一	丸尾 圭祐君
七〇	池畑浩太郎君	九〇	鈴木 義弘君	一二〇	阿部 知子君
七一	和田有一朗君	八九	角田 秀穂君	一一九	大島 敦君
七二	酒井なつみ君	八八	美延 映夫君	一一八	馬場 伸幸君
七三	西岡 義高君	八七	うるま讓司君	一一七	前原 誠司君
七四	鳩山紀一郎君	八六	奥下 剛光君	一一六	田嶋 要君
七五	許斐亮太郎君	八五	池下 卓君	一一五	小宮山泰子君
七六	丹野みどり君	八四	向山 好一君	一一四	藤田 文武君
七七	高橋 英明君	八三	池下 卓君	一一三	中司 宏君
七八	岩谷 良平君	八二	田中 健君	一一二	遠藤 敬君
七九	青柳 仁土君	八一	長友 慎治君	一一一	小熊 慎司君
八〇	吉田はるみ君	八〇	逢坂 誠二君	一一〇	逢坂 誠二君
三一	緒方林太郎君	八二	田中 健君	一一〇	逢坂 誠二君
三二	赤嶺 政賢君	八三	向山 好一君	一一一	小熊 慎司君
三三	榑渚 万里君	八四	池下 卓君	一一二	遠藤 敬君
三四	岡野 純子君	八五	奥下 剛光君	一一三	中司 宏君
三五	鈴木 敦君	八六	うるま讓司君	一一四	藤田 文武君
三六	吉良 州司君	八七	美延 映夫君	一一五	小宮山泰子君
三七	志位 和夫君	八八	角田 秀穂君	一一六	田嶋 要君
三八	高井 崇志君	八九	鈴木 義弘君	一一七	前原 誠司君
三九	石井 智恵君	九〇	古川 元久君	一一八	馬場 伸幸君
四〇	岸田 光広君	九一	玉木雄一郎君	一一九	大島 敦君
四一	浅野 哲君	九二	梅村 聡君	一二〇	阿部 知子君
四二	村岡 敏英君	九三	金村 龍那君	一二一	丸尾 圭祐君
四三	西岡 秀子君	九四	三木 圭恵君	一二二	福田 淳太君
四四	阿部 圭史君	九五	空本 誠喜君	一二三	宗野 創君
四五	徳安 淳子君	九六	小山 展弘君	一二四	水沼 秀幸君
四六	原田 和広君	九七	佐原 若子君	一二五	川原田英世君
四七	徳安 淳子君	九八	白木 秀剛君	一二六	東 克哉君
四八	阿部 圭史君	九九	池畑浩太郎君	一二七	岡田 華子君
四九	徳安 淳子君	一〇〇	和田有一朗君	一二八	山口 良治君
五〇	原田 和広君	一〇一	酒井なつみ君	一二九	大塚小百合君
五一	小竹 凱君	一〇二	西岡 義高君	一三〇	杉村 慎治君

一三九	西川 将人君	一六八	森山 浩行君	一九七	泉 健太君	二二六	藤岡たかお君
一四〇	柴田 勝之君	一六九	稲富 修二君	一九八	海江田万里君	二二七	神津たけし君
一四一	松尾 明弘君	一七〇	白石 洋一君	一九九	山井 和則君	二二八	鈴木 庸介君
一四二	升田世喜男君	一七一	中島 克仁君	二〇〇	長妻 昭君	二二九	荒井 優君
一四三	おおつき紅葉君	一七二	佐藤 英道君	二〇一	渡辺 周君	二三〇	梅谷 守君
一四四	山岸 一生君	一七三	今井 雅人君	二〇二	枝野 幸男君	二三一	新垣 邦男君
一四五	河西 宏一君	一七四	城井 崇君	二〇三	岡田 克也君	二三二	池田 真紀君
一四六	渡辺 創君	一七五	山花 郁夫君	二〇四	小沢 一郎君	二三三	宮川 伸君
一四七	山崎 正恭君	一七六	阿久津幸彦君	二〇五	橋本 慧悟君	二三四	松田 功君
一四八	平林 晃君	一七七	黒岩 宇洋君	二〇六	三角 創太君	二三五	長谷川嘉一君
一四九	中川 宏昌君	一七八	金子 恵美君	二〇七	波多野 翼君	二三六	尾辻かな子君
一五〇	金城 泰邦君	一七九	円 より子君	二〇八	岡田 悟君	二三七	山田 勝彦君
一五一	たがや 亮君	一八〇	平岡 秀夫君	二〇九	山 登志浩君	二三八	屋良 朝博君
一五二	米山 隆一君	一八一	佐藤 公治君	二一〇	齋藤 裕喜君	二三九	神谷 裕君
一五三	庄子 賢一君	一八二	松木けんこう君	二一一	藤原 規真君	二四〇	岡本あき子君
一五四	福重 隆浩君	一八三	武正 公一君	二一二	おおたけりえ君	二四一	早稲田ゆき君
一五五	緑川 貴士君	一八四	階 猛君	二一三	市来 伴子君	二四二	吉田 宣弘君
一五六	石川 香織君	一八五	津村 啓介君	二一四	大森江里子君	二四三	鎌田さゆり君
一五七	中谷 一馬君	一八六	伴野 豊君	二一五	鈴木 岳幸君	二四四	井坂 信彦君
一五八	伊藤 俊輔君	一八七	竹内 讓君	二一六	沼崎 満子君	二四五	野間 健君
一五九	道下 大樹君	一八八	寺田 学君	二一七	篠田奈保子君	二四六	谷田川 元君
一六〇	森田 俊和君	一八九	西村智奈美君	二一八	長友よしひろ君	二四七	山崎 誠君
一六一	源馬謙太郎君	一九〇	柚木 道義君	二一九	竹内 千春君	二四八	有田 芳生君
一六二	櫻井 周君	一九一	小川 淳也君	二二〇	西園 勝秀君	二四九	輿水 恵一君
一六三	岡島 一正君	一九二	大串 博志君	二二一	矢崎堅太郎君	二五〇	吉川 元君
一六四	落合 貴之君	一九三	篠原 孝君	二二二	阿部祐美子君	二五一	坂本祐之輔君
一六五	篠原 豪君	一九四	牧 義夫君	二二三	柳沢 剛君	二五二	亀井亜紀子君
一六六	山岡 達丸君	一九五	末松 義規君	二二四	眞野 哲君	二五三	鰐淵 洋子君
一六七	近藤 和也君	一九六	江田 憲司君	二二五	太 栄志君	二五四	重徳 和彦君

二八三	鈴木 貴子君	二八四	加藤 鮎子君	三三三	高村 正大君	三四二	赤澤 亮正君
二八二	小林 史明君	二八五	高木 啓君	三三四	鳩山 二郎君	三四三	城内 実君
二八一	齋藤 洋明君	二八六	福田 達夫君	三三五	井出 庸生君	三四四	平口 洋君
二八〇	岸 信千世君	二八七	大野敬太郎君	三一六	古川 康君	三四五	上野賢一郎君
二七九	土田 慎君	二八八	武部 新君	三一七	西田 昭二君	三四六	松本 洋平君
二七八	高見 康裕君	二八九	藤井比早之君	三一八	宮路 拓馬君	三四七	鈴木 憲和君
二七七	平沼正二郎君	二九〇	大岡 敏孝君	三一九	築 和生君	三四八	松本 尚君
二七六	玄葉光一郎君	二九一	丹羽 秀樹君	三二〇	武村 展英君	三四九	金子 恭之君
二七五	川内 博史君	二九二	寺田 稔君	三二一	関 芳弘君	三五〇	林 芳正君
二七四	近藤 昭一君	二九三	田中 良生君	三二二	古川 禎久君	三五一	高市 早苗君
二七三	赤羽 一嘉君	二九四	伊藤 忠彦君	三二三	田野瀬太道君	三五二	木原 稔君
二七二	菊田真紀子君	二九五	坂井 学君	三二四	宮内 秀樹君	三五三	茂木 敏充君
二七一	浮島 智子君	二九六	木原 誠二君	三二五	藤丸 敏君	三五四	野田 聖子君
二七〇	野田 佳彦君	二九七	坂本 哲志君	三二六	小寺 裕雄君	三五五	渡海紀三朗君
二六九	斉藤 鉄夫君	二九八	永岡 桂子君	三二七	井上 信治君	三五六	森 英介君
二六八	安住 淳君	二九九	稲田 朋美君	三二八	萩生田光一君	三五七	船田 元君
二六七	中野 洋昌君	三〇〇	あべ 俊子君	三二九	古屋 圭司君	三五八	逢沢 一郎君
二六六	馬淵 澄夫君	三〇一	平 将明君	三三〇	小林 鷹之君	三五九	中谷 元君
二六五	福田 昭夫君	三〇二	西銘恒三郎君	三三一	鈴木 俊一君	三六〇	村上誠一郎君
二六四	下条 みつ君	三〇三	石橋林太郎君	三三二	梶山 弘志君	三六一	小池 正昭君
二六三	岡本 充功君	三〇四	上川 陽子君	三三三	御法川信英君	三六二	福原 淳嗣君
二六二	手塚 仁雄君	三〇五	後藤 茂之君	三三四	武藤 容治君	三六三	坂本竜太郎君
二六一	岡本 三成君	三〇六	谷 公一君	三三五	村井 英樹君	三六四	草間 剛君
二六〇	本庄 知史君	三〇七	中曽根康隆君	三三六	浜田 靖一君	三六五	本田 太郎君
二五九	笠 浩史君	三〇八	神田 潤一君	三三七	額賀福志郎君	三六六	穂坂 泰君
二五八	中川 康洋君	三〇九	塩崎 彰久君	三三八	黄川田仁志君	三六七	安藤たかお君
二五七	奥野総一郎君	三一〇	加藤 勝信君	三三九	あかま二郎君	三六八	長谷川淳二君
二五六	後藤 祐一君	三一〇	東 国幹君	三四〇	石原 宏高君	三六九	五十嵐 清君
二五五	大西 健介君	三一一	深澤 陽一君	三四一	小泉進次郎君	三七〇	古賀 篤君

令和八年一月二十三日 衆議院會議録第一号 指定された議席

三七一	鬼木 誠君	三九九	津島 淳君	四二七	平沢 勝栄君	四五五	大西 洋平君
三七二	田畑 裕明君	四〇〇	山田 賢司君	四二八	田中 和徳君	四五六	森下 千里君
三七三	國場幸之助君	四〇一	堀内 詔子君	四二九	河野 太郎君	四五七	向山 淳君
三七四	新谷 正義君	四〇二	根本 幸典君	四三〇	世耕 弘成君	四五八	福田かおる君
三七五	鈴木 馨祐君	四〇三	平井 卓也君	四三一	麻生 太郎君	四五九	葉梨 康弘君
三七六	伊東 良孝君	四〇四	松野 博一君	四三二	菅 義偉君	四六〇	山際大志郎君
三七七	齋藤 健君	四〇五	中村 裕之君	四三三	岸田 文雄君	四六一	金子 容三君
三七八	橘 慶一郎君	四〇六	長坂 康正君	四三四	石破 茂君	四六二	栗原 渉君
三七九	中西 健治君	四〇七	井上 貴博君	四三五	根本 拓君	四六三	島田 智明君
三八〇	島尻安伊子君	四〇八	田所 嘉徳君	四三六	山本 大地君	四六四	若山 慎司君
三八一	宮下 一郎君	四〇九	松島みどり君	四三七	大空 幸星君	四六五	広瀬 建君
三八二	仁木 博文君	四一〇	尾崎 正直君	四三八	守島 正君	四六六	西村 康稔君
三八三	国光あやの君	四一一	森山 裕君	四三九	国定 勇人君	四六七	柴山 昌彦君
三八四	瀬戸 隆一君	四一二	新藤 義孝君	四四〇	勝目 康君	四六八	小泉 龍司君
三八五	三谷 英弘君	四一三	土屋 品子君	四四一	鈴木 英敬君	四六九	小森 卓郎君
三八六	小林 茂樹君	四一四	江渡 聡徳君	四四二	西野 太亮君	四七〇	加藤 竜祥君
三八七	江藤 拓君	四一五	松本 剛明君	四四三	阿部 弘樹君	四七一	川崎ひでと君
三八八	長島 昭久君	四一六		四四四	勝俣 孝明君	四七二	吉田 真次君
三八九	鈴木 隼人君	四一七		四四五	井林 辰憲君	四七三	葵利アルフィヤ君
三九〇	宮崎 政久君	四一八		四四六	牧島かれん君	四七四	小野寺五典君
三九一	今枝宗一郎君	四一九		四四七	野中 厚君	四七五	石田 真敏君
三九二	井野 俊郎君	四二〇	佐藤 勉君	四四八	斉木 武志君	四七六	山口 壯君
三九三	辻 清人君	四二一	棚橋 泰文君	四四九	富樫 博之君	四七七	三反園 訓君
三九四	中谷 真一君	四二二	田村 憲久君	四五〇	星野 剛士君	四七八	中野 英幸君
三九五	細野 豪志君	四二三	伊藤 達也君	四五一	工藤 彰三君	四七九	上田 英俊君
三九六	小淵 優子君	四二四	遠藤 利明君	四五二	山下 貴司君	四八〇	古川 直季君
三九七	佐々木 紀君	四二五	岩屋 毅君	四五三	大串 正樹君		
三九八	岩田 和親君	四二六	山口 俊一君	四五四	笹川 博義君		

本期国会の衆議院における議案等の総数及びその結果

本院において前国会から継続した議案等 八十
四件

内

国会の承諾を求めるの件 三件 本院未了
決算その他 七件 未了
議員提出法律案 七十三件 本院未了
規則案 一件 未了
質問 八件 内閣に転送するに至らなかった。

質問主意書

令和八年一月二十三日提出
質問 第一一 号

ブータン王国に対する我が国の在外公館体制
等に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

ブータン王国に対する我が国の在外公館体制等に関する質問主意書

我が国は、南アジアに位置するブータン王国と長年にわたり友好関係を築いてきた。両国は、昭和六十一年三月二十八日に外交関係を樹立し、今年令和八年にはその四十周年という重要な節目の年を迎えることとなっている。政府及び両国関係者は、周年事業を通じて友好関係の一層の深化を図るべく、公式ロゴマークを決定するなど準備を進めている。

ブータン王国は、国民総幸福量(Gross National Happiness: GNH)を国家運営の指針として掲

げる独自の価値観を堅持し、持続可能な社会、精神的・社会的豊かさの重視等の理念を国際社会に提示してきた国である。この理念は、持続可能な開発やウェルビーイングを重視する我が国の外交理念とも親和性が高いと言える。

また、両国は、皇室・王室の相互訪問をはじめ、人的交流、政府開発援助(ODA)等を通じて長年にわたり信頼関係を培ってきた。特に日本は、ブータンの社会・経済開発に対して長期にわたり支援を提供し、農業技術協力等を通じてブータン国内の発展に寄与してきた。

しかしながら、現在、我が国はブータン王国に在外公館(日本大使館)を設置しておらず、インドに所在する日本国大使館が同国を兼轄する体制を取っている。そのため、両国関係の今後の発展に寄与し得る在外公館体制の在り方について検討する必要性が高まっていると考えられる。

以上を踏まえ、政府に対し以下質問する。
一 政府は、ブータン王国に在外公館(日本大使館)を設置していない理由について、在留邦人数、経済関係、外交上の優先順位等、これまでどのような基準に基づいて判断してきたのか、その具体的内容を明らかにされたい。

二 政府は、ブータン王国が国民総幸福量(GNH)を国家運営の指針とする理念について、持続可能な開発、幸福度、ウェルビーイングを重視する国際的議論との関係でどのように評価しているのか。我が国外交における位置付けも含め、政府の見解を示されたい。
三 ブータン王国が中国との国境問題を抱える中

質問主意書

で、同国を取り巻く地域情勢及び国際環境の変化について、政府はどのような認識を有しているのか。また、我が国として、軍事的手段によらず、外交・人的交流・開発協力等を通じて同国と関与していくことの意義をどのように考えているのか、答えられたい。

四 政府は、令和八年に日・ブータン外交関係樹立四十周年を迎えるに当たり、両国関係の一層の発展を図るための戦略的な外交体制の見直し(在外公館設置の可能性を含む)について検討を行っているのか。検討の有無及びその内容について明らかにされたい。
右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質問 第二二 号

カンボジアにおける日本人関与の特殊詐欺問題に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

カンボジアにおける日本人関与の特殊詐欺問題に関する質問主意書

警視庁及び神奈川県警の合同捜査本部は一月十四日までに、カンボジアを拠点に、警察官等をかたる特殊詐欺に関与したとして、同国から移送した日本人男女十三名を詐欺容疑で逮捕したと発表した。報道によれば、これは氷山の一角にすぎず、現在、カンボジア国内には多数の日本人が滞

在し、高額報酬をうたう誘いに応じて、いわゆる「かけ子」として特殊詐欺に関与している実態があるとされている。

これら現地の詐欺組織は米司法省によって、百五十億米ドル(約二兆二千億円)のビットコイン(暗号資産)が没収されるなど、強大な広がりを持つ地下経済とも密接に繋がっており、日本人を含む多数の外国人が監視下に置かれ、暴力や脅迫を受け、自由を奪われたまま詐欺行為に従事させられている事例も報告されている。すなわち、本件は単なる犯罪の国外化にとどまらず、人身取引、強制労働、現代版奴隷とも言うべき深刻な人権侵害の側面を有している。

衆議院議員・阪口直人は、昨年十二月、カンボジアを訪問し、現地関係者から、こうした特殊詐欺の実態についてヒアリングを行った。その過程で、日本の若者が経済的困窮や将来不安の中で海外に活路を求め、結果として犯罪組織に取り込まれていく構造が浮かび上がった。また、自発的に渡航した後で、実質的に拘束され、逃げることも帰国することもできない状態に陥る日本人が存在することも明らかとなった。

この問題は、日本国内の治安の問題であると同時に、海外における日本人の人権及び安全をいかに守るかという、我が国の外交責任の根幹に関わる課題である。

したがって、次の事項について質問する。
一 政府は、カンボジアにおいて日本人が関与する特殊詐欺が組織的に行われている実態を、いつ頃からの程度把握しているのか。把握して

いる件数、被害規模、日本人関与者数の推計が
あれば示されたい。

二 カンボジアにおいて、詐欺組織により事実上
拘束され、暴力や脅迫を受けながら詐欺行為に
従事させられている日本人が存在するとの情報
を政府は把握しているか。把握している場合、
その人数、事例数、及び実態をどのように認識
しているのか。

三 この問題が、人身取引や強制労働といった国
際的な人権問題に該当し得るとの認識を、政府
は有しているか。また、その場合、日本政府と
して、被害者となった日本人を「犯罪者」として
のみ扱うのではなく、「被害者」として保護・救
済する視点が必要であると考えるが、政府の見
解を示されたい。

四 カンボジア政府との間で、本件に関し、これ
までにどのような協議、情報共有、共同対応が
行われてきたのか。同国政府に対し、詐欺拠点
の摘発、日本人の保護・帰国支援、人身取引防
止の観点から、どのような要請を行ってきたの
か。

五 現在、在カンボジア日本大使館は、現地で特
殊詐欺に関与させられている、又はそのおそれ
がある日本人に対し、どのような相談体制及び
保護措置を講じているのか。本人又は家族から
のSOSに対し、具体的にどのような対応が可
能なのか、明らかにされたい。

六 日本国内において、「海外で高額報酬」簡単
な電話業務等をつたい、結果として若者を犯
罪組織へと誘導する勧誘行為に対し、政府はど

のような実態把握と対策を行っているのか。関
係省庁が連携した予防的取組の現状を示された
い。

七 経済的困窮や将来不安を背景に、若者が海外
の犯罪に巻き込まれていく構造そのものが、日
本社会の脆弱性を映し出しているとの認識を政
府は有しているか。単なる取締り強化にとどま
らず、若者が「犯罪にしか道がない」と感じる状
況を生まないための社会的対策が必要であると
考えるが、政府の基本的認識を示されたい。
右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質問 第三号

旧皇室典範以来の皇族の養子縁組禁止の立法
趣旨に鑑みた旧宮家男系男子の養子受入れ案
に関する質問主意書

提出者 たがや 亮

旧皇室典範以来の皇族の養子縁組禁止の立
法趣旨に鑑みた旧宮家男系男子の養子受入
れ案に関する質問主意書

昨年、首班指名選挙の前日にあたる十月二十日
に自由民主党と日本維新の会が結んだ連立合意で
は、「古来例外なく男系継承が維持されてきたこ
との重みを踏まえ、現状の継承順位を変更しない
ことを前提とし、安定的な皇位継承のため、皇室
の歴史に整合的かつ現実的である「皇族には認め

られていない養子縁組を可能とし、皇統に属する
男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、
令和八年通常国会における皇室典範の改正をめざ
す」と記載されている。

この間、私は「国民の圧倒的多数は女性天皇容
認」であることや、二〇〇五年十一月に政府が受
けた有識者会議報告書で「安定的で望ましい皇位
継承のための方策」として皇位継承の「女子・女系
への拡大は、社会の変化の中で象徴天皇制を安定
的に維持する上で、大きな意義」があるとされて
いることも示しながら、国民の総意に基づく天皇
の地位を継承するあり方については民意を尊重し
ていくこと、すでに二十年経った政府への有識者
会議の提言を安定的な皇位継承を維持するための
方策の検討の俎上に載せるべきと質問主意書で首
相に問うてきた。しかし、前述の連立合意では、
答弁などで「尊重する」としてきた二〇二一年十二
月提出の「天皇の退位等に関する皇室典範特例法
案に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告
書で前述「養子受入れ案」と共に提言されていた
「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持すること」
については、まるで検討課題から落とすような扱
いにも受け取れるくらい、「男系男子養子受入れ」
に連立政権が傾倒するかの印象を受ける。私は、
政府が引き続き否定していない二〇〇五年十一月
有識者会議報告書の皇位継承の「女子・女系への
拡大」こそ、現状の皇室が置かれた状況、女性皇
族の方々の御年齢等に照らして喫緊の課題であ
り、それに合わせて「旧宮家からの男系男子養子
受入れ」よりも「女性皇族の婚姻後の皇籍維持」の

課題の方こそ優先されるべきだと考える。それ
は、これ以上長期にわたり「女子・女系への皇位
継承拡大」が遅らせられるならば、事実上、これ
が不可能となるのは明白だからだ。

これに鑑みるなら、自民党と維新の連立合意は
「男系男子継承」に拘泥するあまり、実際は一般国民
である旧宮家から「血筋」だけを根拠に養子受入
れをして人為的に皇位継承者を維持しようとする
ものには見えない。これは、かえって現在我が
国が直面している少子化社会の現実の下で生じて
いる皇統維持の危機を解決するどころか、皇位継
承対象者の確保を深刻化させ最終的には途絶え
させることにつながりかねないものである。まし
て、現在の憲法と社会規範、社会構造から考えた
場合、「旧宮家男系男子の養子受入れ」は一部、昨
年までの「全体会議」での議論でも明らかにした
ように、様々な問題点があり、特に憲法第十四条
の「社会的身分・門地による差別禁止」「貴族制
度・特権の否定」などの平等規定に抵触する可能
性が高いものと考ええる。また、そもそも旧皇室典
範から皇族が養子を受け入れることは禁止されて
おり、現皇室典範もその規定を受け継いでいる
が、その立法趣旨の検討は有識者会議の報告書
を見る限りされている形跡がない。皇統、皇位継承
にとつて、養子縁組の禁止がいかなる意義があつ
たのか、しっかりと検討がなされるべきである
し、その上で疑義が残るものなら仕組みとして採
用されるべきではない。以上の立場から、質問す
る。

一 「旧宮家の男系男子の養子受入れ」を検討するといつても、対象者が存在しなければ、無意味である。対象者は存在するのか。また、そうした人々は皇族となる意思はあるのか。よく全体会議などで「旧十一宮家の男系男子」という言葉も出たが、旧宮家には事実上、断絶しているところもある。どの旧宮家が男系男子の養子受入れに応ずるべきと考えているのか。

二 旧皇室典範が皇族の養子縁組を禁じた趣旨について伊藤博文名義になる「皇室典範義解」では「宗系紊乱の門を塞ぐ」、すなわち皇統が混乱する入口を塞ぐとして、養子は人為(意思)で親子関係を作る制度である以上、皇位継承という出来るだけ人為の入り込まない枠組みを維持したい領域に持ち込むことは政治的思惑、家同士の争いなどを反映して継承順位や皇統の正当性に争いが生じる原因となること、「君臣の別」を明確にし、皇族身分を当事者の私的判断で増減させないことを挙げている。これが立法趣旨で、現皇室典範にも引き継がれたものと思われるが、これに照らすなら今日提起されている「旧宮家男系男子の養子受入れ」も、皇室制度維持には望ましくないのではないかと。

三 昨年までの「全体会議」での議論の中で、「旧宮家男系男子の養子受入れ」については「憲法上の問題(第十四条一項など)をクリアにする必要がある」と論点に示されると共に、いわゆる憲法第十四条の「平等」規定に抵触するかどうかについては、内閣法制局が憲法適合性について許容的な答弁をしつつ、衆参両院の法制局が「許

容論も違反論も両論が成り立ち得る」との趣旨の答弁をするという事態になっている。

つまり、後者の立場に立つなら旧十一宮家の子孫の皇籍復帰を想定する皇室典範改正は、憲法第十四条二項に抵触し得ることだが、この憲法規定の抵触問題について、いかなる見解を持っているか。

四 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告書では、旧宮家について「皇籍離脱後、長年一般国民として過ごしてきた」現在の皇室との男系血縁が遠い」とし、ここから男系男子を養子受入れすることについて「国民の理解と支持を得るのは難しい」という意見もある」と明記している。象徴天皇制は憲法上「国民の総意に基づく」ものであることから、国民の理解と支持が難しい制度変更は国民感情の面を含めて政治的に極めて不安定なものとならざるを得ないのではないかと。

五 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告書は、本来標記「附帯決議」が「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」について検討し結果を報告することが求められていたのに、「皇族の確保」を目的とし「悠仁親王までの皇位継承順位はゆるがせにしない」としつつ「女性皇族の婚姻後の皇籍維持」「皇統に属する男系男子の養子受入れ」を課題として提案した。しかしながら、これを受けての国会外で行われた「全体会議」では、「養子受入れ」についてこれが「男系男

子の皇位継承者」を確保する策であるかのような扱いに変わってきていた。そして、前述のように自民・維新の連立合意では女性皇族の問題よりもこちらを優先するという取決めをしている。これは二〇〇五年十一月の有識者会議報告書で提案された「女系・女性天皇容認」「直系長子優先」の皇位継承への移行をただただ男系継承に固執して先送りする姿勢を示すものではないか。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質問 第四号

パレスチナ国家承認問題と二「国家解決」実現に向けた我が国の対応に関する質問主意書

提出者 たがや 亮

パレスチナ国家承認問題と二「国家解決」実現に向けた我が国の対応に関する質問主意書

パレスチナをめぐる情勢は二〇二六年を迎え、引き続き深刻な状況が続いている。この問題については、昨年九月二十三日、第八十回国連総会において我が国の立場を当時の石破茂総理大臣が一般討論演説で明らかにした。その中で、次のような点を述べていることは重要である。

「パレスチナをめぐる情勢は、国際社会が長きに亘り希求をし、我が国も一貫して支持をしてき

た二「国家解決」の前提を揺るがしかねない、極めて深刻かつ憂慮すべき局面にあります。今般のイスラエル軍によるガザ市における地上作戦の拡大は、飢餓を含む既に深刻なガザ地区の人道危機を著しく悪化させるものであり、我が国として断じて容認できず、この上なく強い言葉で非難を致します」オスロ合意以来、幾多の困難を乗り越え国際社会が積み重ねてきた二「国家共存」への歩みを、決して途絶えさせてはなりません」「我が国にとり、パレスチナ国家承認は、「国家承認するか否か」ではなく、「いつ国家承認するか」の問題です。イスラエル政府による一方的行為の継続は、決して認めることはできません。二「国家解決」実現への道を閉ざすことになる更なる行動がとられる場合には、我が国として新たな対応をとることになることをここに明確に申し述べておきます」

「最も重要なことは、パレスチナが持続可能な形で存在をし、イスラエルと共存することであり、我が国は二「国家解決」というゴールに一步でも近づくような現実的かつ積極的な役割を果たし続けてまいります」以上を鑑みるなら、石破首相が演説した日本のパレスチナ問題に対する基本的立場は、パレスチナとイスラエルの共存を前提に二「国家解決」に向けてそのための条件整備の支援に取り組む、適切な段階でパレスチナの国家承認を行うというものと思われる。石破首相演説では、そのための日本の貢献としてヨルダン川西岸地区のジェリコ農産加工団地の立ち上げなどパレスチナの経済的自立への支援や、公務員の能力強化のための人材育成支援を実績を踏まえながら継続して

いくことを明らかにしている。しかしながら、パレスチナの国家承認についてはイスラエル並びにその最も有力な後ろ盾であり、同時に我が国にとって最も重要な同盟国である米国を現状で納得させることが困難であることが、最近新たに国家承認へ踏み出すことを表明した諸国とこの両国とのやりとりで明らかになっている。昨年九月に国家承認へ英仏が踏み出したことに對し、トランプ大統領は「二年前の十月七日に攻撃を開始したハマスへの報酬になる」と国連総会一般討論演説で述べた。ネタニヤフ首相はSNSで「米国はわれわれと共にある」「西欧諸国やさまざまな組織によるイスラエルの囲い込みの試みには屈しない」と発信した。

私も年初に実際にイスラエル入りして、ハマスの攻撃を受けた集落を視察したが、民地であるにもかかわらず破壊状況が深刻で、紛争がパレスチナのみならずイスラエル側住民にも大きな犠牲をもたらしていることを認識した。ここから生まれる憎しみを緩和させ、あらゆる傷を癒していく支援が紛争当事者双方に必要であることも痛感した。紛争解決、平和実現の当面のゴールである二国家解決に向け、日本は自主的な立場をとりつつ、内外にわかりやすく説得力ある形での努力を継続していくことが重要である。

は、「国家承認するか否か」ではなく、「いつ国家承認するか」の問題との言葉を受け、いっ、どの様な状況にパレスチナが至ったら国家承認に踏み切ることにするのか。

二 パレスチナに対して我が国が継続してきた支援について、これまでの実績と今後の目標、計画について明らかにされたい。また、この間の紛争で生じた被害について、パレスチナ及びイスラエルの双方に対して復興や医療の支援を行うべきと考えるが、これまで実施した実績や今後の計画について明らかにされたい。

三 「二国家解決」の方向は、一九九三年にイスラエルとパレスチナ解放機構の間で同意された「オスロ合意」以来のものである。にもかかわらず、現状ではイスラエルがパレスチナ国家の承認を他国が行うことについて否定的態度に後退している。米国もトランプ大統領の国連演説に示されるように英仏の国家承認に対し否定的な態度をとると共に、我が国の石破首相演説が示した立場とも大きく乖離している。これをどう評価するか。

四 我が国の最も重要な同盟国である米国と、ある程度の認識の一致ないしは見解の相違を前提にしても我が国の行動に対する理解と支持がなければ、「二国家解決」の方向の追求ならびにその過程でのパレスチナ国家承認へ我が国が進むことは困難であると思われる。米国、並びにイスラエルに対して「二国家解決」「パレスチナ国家承認」の方向への理解を促す説得、交渉にこれまでどう取り組み、また今後の高市首相の訪

米時の会談を含めどのように取り組んでいくかを明らかにされたい。
右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質 問 第 五 号

朝里川温泉スキー場で児童死亡事故を招いた昇降施設の「安全基準不在」問題に関する質問
主意書

提出者 たがや 亮

朝里川温泉スキー場で児童死亡事故を招いた昇降施設の「安全基準不在」問題に関する
質問主意書

昨年十二月二十八日の午前、北海道小樽市の朝里川温泉スキー場で屋外使用されていた「動く歩道」のベルトコンベアー式昇降機(以下「昇降施設」という。)が、利用していた五歳児の腕を巻き込み、死亡させる事故が発生した。報道によると、この昇降施設は二〇一九年に設置されたが、

乗り口、降り口共に係員を置かず無人運用されており、事故が起きた際は巻き込まれた児童の保護者がコントロールパネルのボタンを操作して停止させ、さらに、携帯電話で消防の救急隊を呼び、およそ四十分後に到着したレスキューチームが救出作業を行ったが、児童は搬送先の病院で死亡が確認された。死因は窒息死と伝えられている。

スキー場管理者側の説明では、「本来、利用者が、降り口などで転倒したり巻き込まれかけたりした場合に作動するはずの自動停止装置が動かなかった」とのこと、設備の異常が発生したことは間違いない。寒冷地の過酷な状況で常時屋外使用されるこの昇降施設について、点検、修理などがどのように行われてきたのか、あるいは製品自体が同地で行われていたような状態での使用に向いていたのかどうかは、今後の調査、捜査を待たねばならないが、死亡事故を起こしてしまった事実を前にすれば、それが適切であったとは言いがたいことも明白であると考ええる。

昇降施設はスキー場を訪れた子供を含む多数のスキー客が使用しているもので、本来、安全対策が万全にとられるべきものであったことは言うまでもない。警察は業務上過失致死容疑での捜査を行っていることとされるが、報道ならびに私の聴き取りによつて、そもそも同種の昇降施設については、国等による安全基準及び定期点検などの取扱以上の義務規定などが定められていないことが分かった。

国土交通省の説明によると、朝里川温泉スキー場で事故を起こした昇降施設は、「屋外で建物と接続していないもののため、建築基準法の「昇降機」には該当せず、安全基準や定期点検義務の対象外」とあるという。近年、朝里川温泉スキー場に限らず、各地のスキー、スノーボード滑降の可能な施設では、事故を起こしたものと同種の屋外設置式の昇降施設の使用が広がっており、特に幼年者用のなだらかな傾斜のゲレンデでは、従来の

ワイヤーロープを使ったりリフトに代わり設置が増えていると見られる。

ちなみに、スキー場で従前から設置されてきたワイヤーロープを使ったりリフト、あるいはロープウェイなどは鉄道事業法及び関連省令等で安全な運用、定期点検についての規定が定められており、同法を所管しているのは国土交通省である。

ゲレンデの高低差のある場所の移動に使うという点では、利用者から見れば鉄道事業法上の安全基準のあるリフトも、そうでないこの度事故を起こしたような屋外設置式の昇降施設でも機能上、求められているものは同じである。したがって、「リフトは国の基準があつて安全だが、屋外設置式の昇降施設は安全にかかわる基準がなくてもよい」という状態が望ましいはずがない。後の質問でもふれるが、この度事故を起こした昇降施設のメーカーである中国企業の代表は、「点検、修理で責任体制のない日本に販売したことがない」などと述べている。一方で、朝里川温泉スキー場の管理者も中国系企業で、日本における安全基準が明確でない中、利用者にとつての安全確保がおざなりになっていることが心配される。

以上を踏まえ、質問する。
一 全国のスキー場などで、使われているリフト、その他の利用客移動に用いられる機械施設について、国がその安全基準について定めているものにはいかなるものが存在するか。

また、事故を起こしたものと同種の昇降施設は全国のごとく、どのように設置、使用されて

いるか、実情を把握しているか。把握していないなら、調査を実施するつもりはあるか。

二 この度、朝里川温泉スキー場で死亡事故を起こした昇降施設と同種のもは、昨年二月にも長野県信濃町スキー場で転倒した十歳の男児を巻き込み、首を絞める事故を発生させている。この時は被害児童の怪我にとどまったが、当該昇降施設も外国製だとされる。長野県のこの事故については、国としてどのような対応をしたのか。事故経過と把握した問題点、事後の安全確保に向けた措置について示されたい。

三 朝里川温泉スキー場で事故を起こした昇降施設のメーカー「Doway」は、製品について「中国国家体育总局の安全基準に適合したものと弊社ウェブサイトで説明している他、一月六日に放映された北海道HBCテレビのニュース番組で同社代表がインタビューに応じ、「日本には代理店がないので点検や修理に対応できないため、販売していない」と述べた。

しかし、実際には二〇一九年から同社製品が設置されており、安全基準以前に点検、修理がおざなりであった可能性は高いものと言える。このような、もともと安全を担保できないような設備の輸入を防ぐためにも、設置に際しての基準を含む安全基準、運用ルールが国によって定められるべきではないか。政府の見解を示されたい。

四 朝里川温泉スキー場で事故を起こした昇降施設は、コントロールパネルのボタンなどの表示

が中国語と英語のみで、日本語表示はなかった。緊急時に利用客らが操作する場合に確実な操作の妨げになったと思われる。これをどう評価するか。

また、建築物で使われるエレベーターなどの一部は外国製も存在している。これらについてはコントロールパネルの日本語表示は行われているのか。また、国の設置基準に沿って運用される外国製機器、エレベーターについて、日本語表示を行う義務を課しているのか。

五 昨年十月より、札幌市は市内六カ所のスキー場について、外国人向けスキースクール開設などを含むその事業運用、観光での展開について、中国で屋内スキー場リゾートを展開するB O N S K I (熱雪奇跡) と協定を結んだ。

今後、インバウンド拡大に向けた自治体、地方レベルのこうした動きが広がるものと考えられるが、この度の朝里川温泉スキー場での死亡事故のような事態の再発を防ぐため、スキーリゾート事業における利用者安全を担保するための施設設置や運用の安全基準を、リフトだけに限らず、設定していく必要があるのではないか。特に事故を起こした屋外設置式の昇降施設については、直ちに暫定的にでも安全運用に関する調査と指導を行うべきではないか。政府の見解を示されたい。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質問 第六号

黎智英氏への判決及び香港行政長官への金融制裁に関する質問主意書

提出者 松原 仁

黎智英氏への判決及び香港行政長官への金融制裁に関する質問主意書

令和七年十二月十五日、香港高等法院(高等裁判所)は、香港国家安全維持法違反の罪に問われていた「蘋果日報」創業者の黎智英氏に対して、有罪判決を言い渡した。同判決は、普遍的な価値である自由、民主主義及び基本的人権に対する露骨な挑戦であり、断固たる非難に値すると考える。については、次の事項について質問する。

一 黎智英氏に対する有罪判決について、政府の見解如何。

二 香港における中国政府による報道機関への弾圧について、政府の見解如何。

三 香港の李家超行政長官は、治安部門を所管する保安局長を務め、民主派勢力に対する弾圧が中国政府から高く評価された結果、行政長官に事実上指名されたものと指摘されている。「衆議院議員松原仁君提出林鄭月娥香港行政長官への米国金融制裁適用に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質二〇三五九号)において政府は、海外拠点等を有する我が国の金融機関等グループに対して、海外拠点等が属する国の制裁に係る法規制等が我が国よりも厳格である場合も勘案しつつ、グループとして一貫したマネロ・テロ資金供与対策に係る方針等を策定し、

同方針等に基づき、顧客の受入れ、顧客管理等についてグループ全体で総合的な形で実施することを求めることとしていた。李行政長官は、アメリカ合衆国(米国)の制裁対象に指定されたため我が国金融機関等グループの米国拠点は取引を禁止されているが、政府は、該当する金融機関等グループに対して我が国領域内でも李行政長官と取引することがないようグループ全体で総合的な形で顧客管理等を実施することを求めるという点で相違ないか。

右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質 問 第 七 号

海底ケーブルへの破壊工作に関する質問主意書

提出者 松原 仁

本職は、「海底ケーブルの防護に関する質問主意書(第二十七回国会質問第二八号)及び「海底ケーブルの防護に関する再質問主意書(第二十七回国会質問第一四四号)」を提出し、我が国の国民生活及び経済活動の基盤たる海底ケーブルを破壊工作から防護することの重要性を累次訴えてきた。折しも、令和七年十二月、フィンランド共和国とエストニア共和国を結ぶ海底通信ケーブルが、ロシア連邦を通航し錨を下ろしたまま航行し

ていた貨物船の通過後に損傷するなど、破壊工作が疑われる事案が世界各地で相次いで発生しており、その脅威は深刻さを増している。

海底ケーブルの安全性及び強靱性の確保のためには、同盟国及び同志国との緊密な連携が不可欠であると考えるところ、政府は、令和七年以降、いかなる具体的取組を推進してきたか、明らかにされたい。

右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

令和八年一月二十三日提出
質 問 第 八 号

イランにおける深刻な人権弾圧に関する質問主意書

提出者 松原 仁

イランにおける深刻な人権弾圧に関する質問主意書

イラン・イスラム共和国において、当局が非武装の抗議活動参加者に対し無差別に発砲し、多数の死傷者が出ていると報じられており、我が国においても多くの国民が事態の推移を深刻に憂慮している。政府は、イラン当局の残虐な弾圧の激化を断固非難し、イラン政府に対し、イラン国民の人権及び基本的自由を尊重するよう強く働きかけるべきと考え、見解如何。

右質問する。

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

〔右は内閣に転送するに至らなかった〕

